一　地方公共団体の名称　京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市及び神戸市
二　国際戦略総合特別区域の範囲　京都市、京田辺市及び木津川市並びに京都府相楽郡精華町並びに大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、茨木市、泉佐野市、和泉市、箕面市、摂津市及び泉南市並びに大阪府三島郡島本町並びに泉南郡熊取町及び田尻町並びに神戸市及びたつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第千五百六十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千五百十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十九年三月二十七日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　福岡県、北九州市及び福岡市
二　国際戦略総合特別区域の範囲　北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市及び糸島市並びに福岡県糟屋郡志免町、鞍手郡小竹町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡上毛町及び築上町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第千五百六十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月三日付けで地域活性化総合特別区域を指定し、平成二十六年内閣府告示第三百四号をもって公示した地域活性化総合特別区域について、同条第九項の規定に基づき、平成二十九年三月二十七日付けで指定を解除したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　伊達市、大田原市、浦安市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市及び岡山市
二　地域活性化総合特別区域の範囲　伊達市、大田原市、浦安市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市及び岡山市の全域

○内閣府告示第千五百六十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定し、平成二十四年内閣府告示第二百三十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域について、同条第九項の規定に基づき、平成二十九年三月二十七日付けで指定を解除したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　鳥取県
二　地域活性化総合特別区域の範囲　米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町の全域

○内閣府告示第千五百六十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定し、平成二十四年内閣府告示第二百四十号をもって公示した地域活性化総合特別区域について、同条第九項の規定に基づき、平成二十九年三月二十七日付けで指定を解除したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　長崎県及び五島市並びに長崎県南松浦郡新上五島町
二　地域活性化総合特別区域の範囲　五島市及び長崎県南松浦郡新上五島町の全域

○国土交通省告示第三百六十八号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

国土交通大臣　石井　啓一

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

養成所名	所在地	養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所	講習課程	指定年月日
北海道旅客鉄道株式会社社員研修センター	北海道札幌市手稲区曙一条三丁目一番一〇号	北海道旅客鉄道株式会社	第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程	昭和六十二年五月二十八日
		北海道札幌市中央区北一一条西一五丁目一番一号		
（略）				

改正前

養成所名	所在地	養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所	講習課程	指定年月日
北海道旅客鉄道株式会社社員研修センター	北海道札幌市東区北五条東一〇丁目	北海道旅客鉄道株式会社	第一類甲種電気車運転講習課程 第一類甲種内燃車運転講習課程	昭和六十二年五月二十八日
		北海道札幌市中央区北一一条西一五丁目一番一号		
（略）				

附　則

この告示は、公布の日から施行する。